

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第5条の規定により次のとおり公告する。

平成29年10月17日

公立大学法人福井県立大学理事長 林 雅則

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

永平寺キャンパス 電気設備保安点検業務委託

(2) 業務内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

平成29年10月31日から平成29年11月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき一般競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に併せて行われる審査により、次のアからエの要件を満たしこの入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

ア 電気事業法施行規則（平成7年通称産業省令第77号）第52条の2および経済産業省告示第249号（改正 平成18年12月26日経済産業省告示第362号）の要件に該当する事業者であること。

イ 電気工事法に定める第一種電気工事士の資格を有する者を3名以上配置できること。

ウ 電気事業法に定める電気主任技術者の資格を有する者を保安業務担当者として配置できること。

エ 保安業務を担当する者が所属する事務所が、県内の北陸電力管内にあること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務企画課

電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、本学ホームページで公開する。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期限

平成29年10月24日(火) 12時まで

(2) 申請書の提出方法

持参または郵送すること。

(3) 提出先

3(1)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所および日時

(1) 入札書の提出方法

持参すること。

(2) 入札および開札の場所および日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学図書館棟会議室

イ 日時

平成29年10月27日(金) 9時

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定の方法

この入札に係る業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。